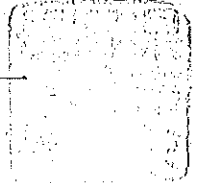


千曲市告示第 60 号

令和 8 年 4 月 17 日

放置自転車の移送及びその保管に関する告示

千曲市長 小川 修一



市道上に放置されていた自転車について、通行上支障となっていたため、千曲市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例（平成 15 年条例第 164 号）第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり移送を行いました。

つきましては、同条例第 10 条第 2 項の規定により、告示日より 3 か月保管を行います。

記

1 移送日時

令和 8 年 2 月 26 日（木） 午後 2 時頃

2 対象自転車

市道 1069 号線上に放置されていた自転車

3 保管期日

令和 8 年 7 月 16 日（木） （告示日より 3 か月間）

以上